

## 環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年6月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)川崎南渡田町計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し(以下「条例準備書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ベルク 代表取締役 原島 一誠
	名称	(仮称)川崎南渡田町計画
	種類	商業施設の新設(第3種行為)
	実施区域	川崎区南渡田町13-1の一部、17-32の一部
	目的	商業施設の建設
	内容	敷地面積: 約13,100㎡ 延べ面積: 約7,025㎡
	施行期間	令和8年度~令和9年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和8年6月17日(水)から令和8年7月31日(金)まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所2階、田島支所仮庁舎2階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、川崎区役所は、第2・4土曜日の午前8時30分~午後0時30分は行います。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日(6月17日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。   <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話: 044-200-2156 ファクス: 044-200-3921 Eメール: 30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。